

公告前の建築等承認申請

開発許可を受けた開発区域内の土地で、工事完了公告前に建築物を建築又は第一種特定工作物を建設する場合は、市長の承認が必要となります。この承認は開発行為の工事の進捗状況からみて、市長が支障ないと認めた場合に限ります。(法 37 条)

この承認を受ける場合は、「公告前建築等承認申請書」2 部に次の図書を添えて市長に提出してください。

添付図書

図書名称	縮 尺	明示する事項	備 考	関係条文
1 開発区域位置図	1 / 15,000 以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)開発区域(朱書)		市規則第 6 条 第 1 号
2 開発許可に係る土地利用計画図	1 / 500 以上	開発許可申請書の添付 図書		市規則第 6 条 第 2 号
3 建築物または特定工作物の配置図	1 / 100 以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)建築物等の位置		市規則第 6 条 第 3 号
4 工程表		(1) 開発工事工程 (2) 建築工事工程		市規則第 6 条 第 4 号
5 写真		(1) 標識の設置場所及び 看板の内容が確認で きる写真 (2) 着手をしている写真	工事の進捗状 況、公共施設の 整備状況がわ かるもの	市規則第 6 条 第 4 号
6 その他市長が必要と 認める図書				市規則第 6 条 第 4 号

「公告前建築等承認申請書」については、正・副共に申請者の印を押してください。(コピー対応不可)

一般下水道に接続の場合は、道路占用許可書の写しを添付してください。